

一般社団法人 日本PMS研究会 会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本PMS研究会と称する。

(準拠法律)

第2条 当法人の設立、運営は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく。

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 当法人は、PMS（末梢磁気刺激）研究と普及を目的とし、その目的に資する為、次の事業を行う。

1. PMSの啓発と普及。
2. PMSの治療技術の研究開発に関する推進。
3. PMSの研修と資格制度に基づく技術の向上と均てん化。
4. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

(公 告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員…当法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員…当法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人。
 - 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める社員とする。

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

(経費の負担)

第8条 正会員及び賛助会員は、当法人の経費に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員又は賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に当法人をいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該正会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって、除名することができる。この場合、当該賛助会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合の他、正会員又は賛助会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該正会員又は賛助会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員又は賛助会員である団体が解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及び当法人の組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議する。

(社員総会の開催)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後6か月以内に開催する。

2 当法人の臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決定に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権の数)

第17条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権

の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員又は賛助会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
 - 2 理事のうち、1名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める代表理事とし、それ以外の理事は同法の業務執行理事とすることができる。

(役員及び監事の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合又は、第20条で定めた理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第26条 当法人は、理事及び監事に対して、社員総会の決議によって、報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事の決定に基づき、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第27条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事(理事長が出席した場合は、理事長とする)及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基金

(抛出・返還)

- 第32条 当法人は基金を引受ける者の募集をすることができる。
- 2 抛出された基金は当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規程に従って行い、基金の返還を行う場所及び方法、その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計算

(事業年度)

- 第33条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日迄の年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 第1項各号の書類及び監査報告については、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

第9章 会則変更、事業譲渡及び解散、清算

(定款の変更)

第36条 この会則は、社員総会の決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

第37条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならない。

(解 散)

第38条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(清算法人の機関)

第39条 当法人が解散した場合（前条第1項第3号による解散及び同第4号による解散であって当該破産手続が終了していない場合を除く）には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、社員総会及び清算人の他、監事を設置する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(当社の資格と区分)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月31日迄とする。

(設立時の役員)

第42条 当法人の設立時の役員は次の通りである。

代表理事	藤原俊之	順天堂大学大学院医学研究科	リハビリテーション医学
理事	出江紳一	東北大学大学院医工学研究科	
			リハビリテーション医工学分野
理事	加賀谷 斉	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	
			リハビリテーション科
理事	佐伯 覚	産業医科大学医学部	リハビリテーション医学講座
理事	長谷公隆	関西医科大学医学部	リハビリテーション医学講座
理事	大林 茂	埼玉医科大学総合医療センター	リハビリテーション科
理事	川上 途行	慶應義塾大学医学部	リハビリテーション医学教室
理事	大西 秀明	新潟医療福祉大学	リハビリテーション学部 理学療法学科
監事	山口 智史	順天堂大学保健医療学部	理学療法学科

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべての一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他の法令に従う。